

【福知山市】

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
福知山市企業誘致促進及び創業支援条例	H29. 3	工場等を新設する者のうち次の基準に該当するもの (1)新たに3,000㎡以上の用地取得 (2)投下固定資産総額が3億円以上又は常用雇用者10人以上	奨励金 (1)新規常用雇用者1人あたり10万円。但し、京都北部中核工業団地については1人あたり15万円 (2)工場等の延床面積1㎡あたり2,000円 ○上限1億円
京都北部中核工業団地立地企業用水使用補助金交付要綱	H23. 3	○京都北部中核工業団地に立地した企業	奨励金 ○水道使用料のうち検針月ごとに50㎡を超えて使用した部分について70円/㎡を補助 ○交付期間は、交付決定の年度から起算して5年間
福知山市地域総合整備資金貸付要綱	H17. 12	○本市策定の地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等で、次の基準に該当するもの (1)地域内5人以上の新規雇用 (2)設備投資額(用地費を除)が2,500万円以上 (3)用地取得後5年以内に営業を開始	○無利子資金貸付 *ただし、民間金融機関の連帯保証(保証料)が必要 (1)融資限度:融資対象費用から補助金を控除した額の45%以内 (2)償還期間:15年以内 (5年以内の据置含)

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
	1)新たに3,000㎡以上の用地取得 2) 30,000	10	課税免除 (土地除く)	固定資産税	3年間
	(京都北部中核工業団地) 新設 5,000 増設 3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
	(過疎地域) 新增設 2,500	—	課税免除 (土地は建物敷地分のみ)	固定資産税	3年間
	新設 1,000	増加雇用 5	不均一課税 (土地除く)	固定資産税	3年間
	新增設及び建替え 5,000	—	不均一課税 (土地除く)	固定資産税	3年間
	(近畿圏都市開発区域) 新增設 100,000	増加雇用 50超	不均一課税 (土地は建物敷地分のみ)	固定資産税	3年間